

第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

会議の名称	第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成26年7月29日(月) 午後2時～4時30分
開催場所	門真市リサイクルプラザ5階 第1会議室
出席者	<p>浦邊 真郎委員長          宮田 秀明副委員長          花嶋 温子委員          森本 芳樹委員          稲毛 雅夫委員          森本 訓史委員          市原 昌亮委員</p> <p style="text-align: right;">【出席委員数7人／全7人中】</p> <p>事務局          市民生活部 次長 溝口          環境政策課 課長 橋川          環境政策課 課長補佐 小西          環境政策課 主査 柁木          クリーンセンター施設課 課長 北田          クリーンセンター施設課 課長補佐 上野          クリーンセンター施設課 課長補佐 三島          クリーンセンター施設課 係員 池上</p>
議題 (内容)	<p>1、清掃施設及びリサイクル施設運転維持管理事業総合評価一般競争入札の実施要領及び評価方法等について</p> <p>2、実施要領</p>
傍聴定員	— 非公開のため
担当部署 (事務局)	<p>(担当課名) 市民生活部 環境政策課</p> <p>(電話) 06-6909-4129 (直通)</p>

小西 (事務局)	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、只今から第2回清掃施設運転維持管理事業並びにリサイクル施設運転維持管理事業に関する廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日は委員各位におかれましては、公私何かと多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の司会をさせていただきます、環境政策課の課長補佐小西でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>出席状況であります、全員出席を頂いておりまして、門真市附属機関に関する条例規則第5条第2項規定に達しております。会議次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の選定委員会の案件についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、次第1、清掃施設・リサイクル施設実施要領、総合評価基準の審議。次第2、その他といたしまして、第一次審査及び第二次審査の日程調整となっております。</p> <p>それでは、浦邊委員長よろしくお願ひいたします。</p>
浦邊委員長	<p>本日は委員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、実施要領(案)及び評価基準(案)の審議を始めたいと思います。事務局、説明をお願いします。</p>
小西 (事務局)	<p>それでは、清掃施設・リサイクル施設運転維持管理事業の実施要領(案)及び評価基準(案)について、環境政策課榎木よりご説明いたします。</p>
榎木 (事務局)	<p>清掃施設運転維持管理事業の実施要領(案)及び評価基準(案)につきましてご説明いたします。本施設におきまして、総合評価方式による契約方法は、前々回、前回に続き今回で3回目となります。今までの委託内容との相違点は契約期間が3年であったものが今回は5年間、また前回までは運転維持管理委託のみであったものが今回は更新工事も含めた契約となっております。</p> <p>それでは実施要領案の2ページ4. 参加資格等につきましては、これまでは、本市の一般委託の入札参加資格者として登録していること、共同企業体の構成員の一部が本市の一般委託の入札参加資格者として登録していることとなっておりますが、今回は当該資格を求めず、広く企業を募集するものとしております。</p> <p>次に3ページ6. 選定方法におきましては、前回同様第一次審査といたしまして、提案書と入札金額等を審査し上位3社を選定し、第二次審査では、第一次審査の上位3社によるプレゼンテーションを行い、これらの点数の合計により落札者を決定し、その結果を本委員会が選定した優先交渉権者として市長に報告するものです。</p> <p>7. 評価の方法であります、第一次審査の配点を240点満点とし第二次審査の配点を80点満点、合計320点満点とするものです。</p>

5 ページ②におきましては、本事業に更新工事が含まれることから、運転維持管理と更新工事を総括する総括責任者を配置しその職責及び調書の提出を規定しております。

6 ページから 10 ページにおきましては、入札参加書類、提出日、質問、現地見学、参考資料の閲覧、入札保証金、プレゼンテーションの実施要旨及び契約手続き等について記載されております。

続きまして評価基準案につきましてご説明いたします。参考資料のうち、清掃施設運転維持管理事業総合評価基準新旧対照表をご覧ください。

1. 第一次審査の評価内容のうち（業務委託）では①企業の組織・実績・配置技術者の項目は変更はありません、主な資格のうちダイオキシン類特別教育修了者から、ISO14001 認証取得に変更し、企業の環境への取組を評価項目といたしました。

（工事）につきましては今回更新工事を含めることから、新たに追加いたしました。

内容は、施工実績、経営事項審査の総合評価、配置予定技術者、ISO9001 認証取得による企業の工物品質の向上への取組を評価項目といたしました。

提案の内容の評価事項におきましては、前回別々の評価項目であった運転管理計画と維持管理計画を運転維持管理計画としてまとめ、ランニングコスト縮減策を追加しております。

今回新たに追加いたしました（工事）の評価事項につきましては、総合的なコスト縮減に繋がる提案、既存設備と本工事の目的物との一体性を提案した独自の技術力による提案を評価し、施設運営管理計画におきましては工事施工中における既存施設に対する保安全管理対策を評価し、工事目的物の品質（性能・機能等）の向上につきましては、初期性能、強度、耐久性及び、安定性等の向上を評価しております。

ここまでの配点を 160 点、次に価格点を 80 点、合計一次審査 240 点といたしております。

二次審査はプレゼンテーションの内容の評価となりまして、旧評価事項の 4 項目、業務体制の合理性、責任感、労働福祉、労働安全の考え方から、今回の評価基準では安定した稼働体制構築のため、従業員の資質の向上を図る研修・育成計画と労働福祉・安全衛生の取組みとし、旧評価事項の 5 項目基本性能維持と業務の品質向上につながる現場の取組についてから、今回の評価基準ではライフサイクルコストについての具体的な提案と手法としております。これらの評価点 80 点を加え、合計 320 点満点といたしました。

次に、リサイクル施設運転維持管理事業実施要領及び評価基準であります。リサイクル施設におきましても、清掃施設と同じく総合評価方式による契約方法は前々回、前回に続き今回で 3 回目となり、契約期間も 3 年であったものが今回は 5 年間、同期間の更新工事も含めた契約となっており、内容につきましても清掃施設と同様であります。

次に評価基準につきましてご説明いたします。参考資料のうち、リサイクル施設運転維持管理事業総合評価基準、新旧対照表をご覧ください。

1. 第一次審査の評価内容①企業の組織・実績・配置技術者（業務委託）

	<p>のうち、清掃施設では焼却炉の維持管理実績と粗大ごみ処理施設の維持管理実績をそれぞれ5点計10点の配点をいたしておりますが、リサイクル施設ではこれを合わせて維持管理実績として10点の配点としております。この他につきましては、清掃施設と同様の配点基準となっております。以上であります。</p>
浦邊委員長	<p>説明は終わりました。それでは、委員の皆さんの各専門の立場から忌憚りの無いご意見をお願いいたします。</p>
浦邊委員長	<p>まず、確認したいのは、監理技術者と現場代理人についてですが、この監理技術者と現場代理人というのは兼ねる事が出来るのですか。</p>
榎木 (事務局)	<p>はい。監理技術者と現場代理人は兼ねる事が出来るという事でございます。</p>
浦邊委員長	<p>現場代理人は監理技術者でなければならないという訳ではないのですね。</p>
榎木 (事務局)	<p>はい。</p>
浦邊委員長	<p>監理技術者がいて、現場代理人が別にいる場合もあるという事ですね。</p>
榎木 (事務局)	<p>はい。</p>
浦邊委員長	<p>一次審査は、3社が入札に参加しそうな気がしますが。</p>
榎木 (事務局)	<p>前は委員長もご存知のように、焼却施設は3社の入札参加者がございまして、リサイクル施設は2社であったかと思えます。何とか参加していただける企業を増やしたいということで、先程も申し上げました通り登録業者を外させていただくなど、何か良い方策はございませんでしょうか。</p>
浦邊委員長	<p>今回、更新工事の入札も入っていますので、運転維持管理委託が前回より増えるのか減るのかわからないですね。</p> <p>JVをよっぽど組んでもらわないと、前回よりは入札参加者が減る可能性が多いですね。私どもには分かりませんが、一般的には今回の更新工事は規模が大きい可能性がありますね。それに運転管理とか廃棄物処理施設の運転管理をやっているJVを組むという事になるのでしょうか。俗に言う独立系の運転管理会社ですね。</p> <p>プラントメーカー系の管理会社だと、多分親会社で一貫してやる事になるのかどうか、前回の事は私には分かり兼ねますが。こうなるとメーカー系の会社が1社しか出てこないのは明確ですね。メーカー系で1社に、独立系が1社くるかどうかですが、独立系の場合は更新工</p>

	<p>事をやれるところが、現在あんまりありません。工事をするのは絶対メーカー系ですね。他社は工事をしないから、建設用語で言うゼネコンという事で、いいのかどうか、全然わからないのですが。一応3社ということで、3社以上の参加であれば3社まで絞り込みます、ということによろしいですね。</p> <p>なぜ3社に絞るかというのと、選定作業は必要である、という事ですね。</p> <p>前回から今回頂いた門真市市民生活部清掃請負施設及びリサイクル施設運転維持管理事業共同事業体取扱要領というのは、ここで議論をするのか。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>市長決済し、市の方で要領を作りたいと考えております。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>では、要領は市の方で作っていただくという事ですね。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>はい。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>前回、気になったのが、4条のところで、例えば、「担当する業務・工事については営業年数が少なくとも数年ある事。」という事ですが、JVの場合ですと、工事を一度やると数年かかったりするのですが、「営業年数が少なくとも数年ある事。」というのは、以前は1年で1物件ありました。今回は「数年ある事」という事で、事業主が共同でできるということでしょうか。リサイクルとは別ですのですね。リサイクル業者はどこと組んで、清掃はどこと組んで、その2つがJV組んで、これを同時にやっていくという事で、それ自体は構わないが、それぞれ清掃とは別々に審査するという事ですね。清掃は清掃で営業年数を数年持っていないといけないし、リサイクルはリサイクルで営業年数を数年持っていないといけないという事ですね。</p> <p>この10件というのは、あくまでも1年を1件として考えるということですね。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>今、おっしゃっているのは、3年で3件、短い場合で1ヶ月なら1件でいいのかという事ですね。1年も掛からない場合もいっぱいありますよね、1ヶ月、2ヶ月ぐらいでするものは、それはそれで1件、1件。それで1年以上掛かるものだけ、年数で3年掛かれば3件と見なすという解釈をお願いします。よろしいでしょうか。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>そうしましたら、とりあえず、清掃施設の方は、これで、次にリサイクル施設の運転について。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>そうしましたら、次に「リサイクル施設運転維持管理事業の実施要領」でございます。リサイクル施設におきましても、清掃施設と同じく総合評価方式による契約方法は、前々回、前回に続き、今回で3回目でございます。契約期間も同様でございます。3年、3年できてまして今回は5年間という形でございます。今回も清掃施設と同様に更</p>

<p>宮田副委員長</p>	<p>新工事を含めた契約となっております、内容につきましても清掃施設と同様でございます。</p> <p>次に、評価基準について説明申し上げます。参考資料のうち、リサイクル施設運転維持管理事業総合評価基準新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第一次審査の評価内容①企業の組織・実績・配置技術者(業務委託)のうち、清掃施設では焼却炉の維持管理実績と粗大ごみ処理施設の維持管理実績をそれぞれ5点計10点の配点をいたしておりますが、リサイクル施設ではこれを合わせて、維持管理実績として10点の配点としております。</p> <p>この他につきましては、清掃施設と同様の配点基準となっております。</p> <p>以上であります。</p> <p>実施要項の一番最後、工事目的物の品質の向上という所で、評価点に初期性能という事が割と強調されて入っていますね。</p> <p>初期性能の抑制や、強度、耐久性及び、安定性等の向上、その初期性能というのがどうも大きなポイントになっていますね。</p> <p>はるかにいい性能になるとか、そういう事を考えている訳ではなく、取り敢えず、一番最初に設定された初期性能を維持してくれればいいと考えているのかどうか。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>現実はそのようなものですかね。初期性能を保てるというのは。今のところ想定はされていない。初期性能になるべく近づけるぐらいの中で、性能が下がってきたら、ここで10年としたら一度下がって、その代わり15年でやったら今度は10年で、その後、建て替えた方が安いのかどうか、というイメージしか今の所ない。それだったら、建て替えと一緒にするんじゃないかと。建て替えるよりは長寿命化の方が費用は少なくすむので、ちょっと手を加えて初期性能に近づけるという想定は、可能性としてはある。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>初期性能ということはとても大事ですからね、できるだけ初期性能に近づけることですね。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>費用対効果ですからね。掛け捨てでするのか、8割ぐらいですのか。まあ、1回やったら、今まで10年たってやったとした事が今度もまた10年持たすのか。何回もやれば、というのはおかしいが、2回やって5年。当初は15年だったのが10年、5年、というような感じでやったほうがいいのか。この辺もまだはっきり分かりませんが、初期性能の耐久制を持った新たな施設を作ることに比べると、安くて、それに近づけるという考え方はある。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>初期性能の抑制というのも難しい問題がありますね。</p> <p>それとですね、二次審査のヒアリングの「安定した稼働体制構築のため、従業員の資質の向上を図る研修・育成計画」という所で、こちらには研修・育成計画ということで「A」の所には、研修計画になっ</p>

	<p>ていますが、育成というのは実際に研修するが、それをきっちりと実行性のあるように仕向けるのが育成ではないかと思いますが。そういう意味では、「A」の表、「B」も含めて研修計画だけではなくて、実行性のある育成が入るとしたら、研修・育成計画にさせていただいた方が採点はにやりやすいと思うが。</p>
<p>榎木 (事務局)</p>	<p>副委員長ご指摘のように、焼却施設・リサイクル施設の維持管理をさせていただいて、事故が時々は出ております。その事故の内容につきましては、部品等、施設の老朽化等に起因するものもあれば、実際、委託業者の従業員の不慣れというものができております。今回は5年という長期に渡る事から、先生のおっしゃられるようなきちっとした育成計画が重要になってきているということで、今言われた分かり易い内容を入れさせていただきます。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>研修は出来ますからね。</p>
<p>榎木 (事務局)</p>	<p>では、先生のご指摘の通り修正させていただきます。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>では、基本的な内容は良いとして、変えた方がいいとか、こうした方がいいとか意見がございましたら。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>3ページの所の選定方法について、先程先生がおっしゃったように、3社に絞る。まあ、そういうような3社に絞れない場合もあると、そういう時は出来れば2社で、或いは、2社の場合は2社共入ると考えて良いのですね。2社共良いとしたら、それでも選定する認識があると取って良いですね。</p>
<p>榎木 (事務局)</p>	<p>はい。そういう事であれば、次のステップへ進むということです。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>基本的に一次審査の段階で1社でもプレゼンテーションをして我々の委員会の審査をするということですか。絶対評価みたいなものを1社でもするのか。1社なら、どうしますか。</p>
<p>榎木 (事務局)</p>	<p>一次審査の場合、市の規則で再公告しなさい、ということで、再公告の日程がまた一定期間掛かります。それをさせていただいて且つ1社であった場合という事が一番問題になってくるのかと考えます。 その時も評価型ということでやっていきたいと考えていますので、基本的に評価を進めていただきたいと思います。その時に最低点というのを一定にするのかどうか。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>そこで再募集する。</p>
<p>榎木 (事務局)</p>	<p>はい。再募集します。</p>

浦邊委員長	2社以上あって、そこから1社でもう一度再公告して、1社でもやることはやる。
柁木 (事務局)	はい。且つ、審査いただきまして一定の基準をクリアすれば、そこが優先交渉となります。
浦邊委員長	一定の基準というのは。
柁木 (事務局)	それをこれから議論して進めていただきたいと考えています。
溝口 (事務局)	1社で再入札するという事であれば、またこの審査会を開かせていただいて、1社で何点でもいいという訳ではありませんので、そこで何点取ればふさわしいのかという事等をこの審査会で決めていただくような形を考えております。 基本的には、2社以上来るという形で進めている状況です。
宮田副委員長	再入札して1社しかない場合は、再審査会の時に、何点ぐらいを合格点にするかという事を決めるのか。
溝口 (事務局)	はい。そういう事をお願いしたいと考えております。
森本訓史委員	2社のケースでも最低点が合格点に達さない場合は、再度やるということですか。
溝口 (事務局)	はい。
宮田副委員長	それともうひとつ、今日いただいた資料の「部品の調達」の所で、特定部品リストというのがあり、割と調達期間の結構早いものもあるのですね。リサイクル施設の方ですけど。 焼却施設の方は結構長いのですが。1週間ぐらいのものもあれば、1年ぐらいあるものもありますね。
浦邊委員長	1年というのは。
上野 (事務局)	焼却の方です。
浦邊委員長	1年と、書いてるのは分かりますけど、本当にそんな1年掛かるものですか。メーカー側の嫌がらせではないのか。 調達期間がそんなに長く、本当に掛かるのかという気はするのですがね。本当だったら、1年掛かるとしたら、もう壊れてからでは1年掛かる訳ですね。

<p>上野 (事務局)</p>	<p>壊れない場合に替えるという事もあるということですかね。1年6ヶ月というのも、無条件にもう言われなくても替えるという意味合いの部品だと考え、今までは変えていっているという事ですかね。</p> <p>はい。そうですね。</p>
<p>花嶋委員</p>	<p>すみません。しょうもない話ですけど、実施要領案の9ページのところに、失格となる入札参加者というのが、第18号で、失格となる入札参加者でプレゼンテーション時の入札参加者の統括責任者が欠席した場合と書いてあるのですが、上の方に「失格となることがあります」というので、ここがどうにかリベンジがなるのかなあと思うのですが。統括責任者もやはり人間ですから、ご不幸があったりとか色々あるのではないかなと思うのです。こんなに「絶対に」一人で大丈夫なのかと思いますが。</p>
<p>橋川 (事務局)</p>	<p>プレゼンの場合はやはり誰がということが大事ですので、このように書かせていただいておりますが、代わりにを務める者がおることも条件とさせていただいて、「失格となることがあります」という所を、今のご指摘で理解できました。少し考えさせていただきます。</p>
<p>森本芳樹委員</p>	<p>統括責任者の件は先程も話に出ていたのですが、新旧対照表で統括責任者の実務経験が件数単位でなってるんですが、あれは、年数ベースで考えて、その場所毎、いろんな場所をやっている事が評価対象になるのか、年数が評価対象になるのかというと、年数の方ですね。年数だけであれば、もう実務経験年数にしてしまった方が分かり易いのではないですか。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>1件1年というように定められておりますので、自主的には同じになってくるのかと思いますが。</p>
<p>森本芳樹委員</p>	<p>どこかに書いてありましたかな。</p>
<p>柗木 (事務局)</p>	<p>統括責任者に関しましては、実務経験ということを基準に考えておりまして、1件1年ということで結果的には同じことになるのかなと思います。あくまでも、実際の業務を司っているということになりますね。</p>
<p>森本芳樹委員</p>	<p>それで処理は出来ると思うのですが、以前それで自己申請を書かせた時に、ものすごい件数を書いてきた申請書があったと思うんですよ。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>1年1件。年数より何件何点。1年1件ではなくて、例えば、し尿処理などの場合だと1件1件であれば、浄化槽の場合、手数が300件の所をやっていると、300件の事業所としての実績になるという事がありますね。900件の事業所もあれば、片や300件と、その件数の仕方をやはり同じような次元に持っていく感じにしないと、ちょっと、この10</p>

	件以上の所に点数がくるのですね。
浦邊委員長	例えば主な資格で言うと、清掃の廃棄物処理施設の技術管理者というのは、絶対同時に複数の施設は見られないですよ。ところが、同時に出来る契約だったら、技術管理者、統括責任者も5年以上の実務経験があるとしたら、ダブる事は出来ないですね。
榎木 (事務局)	そうですね。兼ねる事は出来ないですね。
浦邊委員長	今回の場合は、1件1年とするという事が、ちゃんと読み込んでもらえば良いのです。だから、半年で終わった場合だと0件になりますが、半年毎で2回続くと1年になるので1件と考えるのか、その辺がある事もないが。
宮田副委員長	点検して補修をしていくのとありますよね、故障は分かりますので、その都度していかなくては行けないので、それはそんなに掛からないですね。工事の場合ですね。
浦邊委員長	特定工事という事になった時に、3ヶ月掛かると言っておいて部品の調達が出来るとか、実際に管理責任者が来ないのかも知れないですね。
榎木 (事務局)	基本的には法的な焼却施設等の実績を求めていますので、一定の会計年度の実績となるのかなと考えています。ただ、配置されている人が途中で辞めたとか、会社を変ったとか、色んなことが出てくれば、これはもう。
宮田副委員長	もし、先程の場合だとその時、書いていただいて、そして件数に関しては、評価を出来るような件数に置き換えて話をしないと、前みたいにここへ出てきて、ただ向こうの書いてる件数だけをパッと見て、その詳しい、どの期間がどこでどうのという事を、件数に関しては出していく感じで、そしてそれを何件に相当するかなものにするかというふうにすれば良いかと思いますが。
榎木 (事務局)	分かりました。
浦邊委員長	次の議題も、委員会の議題も、スケジュール的には大体同時進行で清掃とリサイクルについて議論するのです。それから、今の所の、例えば清掃施設で言えば、1ページの3の申請書類で、大体7月、9月ぐらいですね。
榎木 (事務局)	今、考えておりますのは、この実施要領関係書類が審査会でOKしていただければ、速やかに決済に回していきたいと考えています。

浦邊委員長	<p>うまくいけば、今日決まったとしてすぐ公布。他にもあるから、8月から1ヶ月ぐらい、入札資格申請の受付期間からいくと早くても2週間程度。</p> <p>入札資格申請提出期間というのは8月程度、とすると1ヶ月足らずで公布して。</p>
柗木 (事務局)	<p>公告は1ヶ月ぐらいでやりたいなと考えています。</p>
浦邊委員長	<p>公告に1ヶ月ですね。</p>
柗木 (事務局)	<p>先程もご議論がありましたけれども、入札不調となった場合に再公告の手続きが出てきますので、そこからまた1ヶ月という形になって、ということは、第一審査・二次審査がその期間に動ける猶予が2ヶ月以上無ければということになってくるのかと思います。</p> <p>市の都合ですが、年内に議決をいただいて契約を有効にしたいと考えています。それを逆算していきますと、第一次審査が10月下旬ぐらい、第二次審査が11月上旬ぐらいで何とか仮契約を結んで12月の議会にという事で、間に合うのかというと、カツカツの日程です。しかし公告は30日位掛かりますね、議長。</p>
浦邊委員長	<p>通常はそうですね。今回工事のもあって、JVは組んでも良いという話になるので。</p> <p>1社単独で応募される方はそれほど難しいものではないし、「質問も少しだけにしてというのは、相手方にも全部回答を返さなくてはいけないので、相手の出方も分かるからあんまりたくさんしない。」という会社もあるし、「いや、ウチはこれだけ準備しているという事を、ものすごく色んなところまでやって、これだと勝てそうにないと諦めさせる。」と考える会社もあって、この辺から戦いが始まっていますから、それをどういうふうに話をしてという事を考えなければならないですね。</p> <p>申請提出期間の8月からですと日程が厳しいですね。1社だったら、再公告する。研修期間は3ヶ月欲しいと書いてあったのですね。10月には確実にしたいと。まあもう8月ですから、あと1ヶ月間で提出。まあ今日ぐらいにこれでいきますというのを言っていただければ何とか。</p>
宮田副委員長	<p>よろしいですか。3ページのところでですね、総合評価の方法という所で、入札業者の数は、少ないという前提の考え方なんですけれども。ここで、いわゆる価格評価点80点、提案書等が160点とした時に、価格評価点が比較的低くなりますよね。そうした時に、いい事を書けば、価格を上にしても取れるという考え方であれば、私は、点数は内訳はなくて、合計240点満点で評価しますけれども、価格評価と提案書評価がどんな割合になっているのかわかりませんが、ひょっとしたら価格評価が90%いくかもわかりませんよ。ここで言うと、80点と言うと240点満点の80点だから、提案書にいい事を書いておけば価格は</p>

<p>浦邊委員長</p>	<p>高めにしようかというように提案は当然考えますよね。</p> <p>その所は、一次審査 240 点にして、提案と各評価という所の合計が 240 点、内訳は分かりませんが、この内訳まで点数を出さなくてはいけないのかどうか。そういう意味だったら、市としても出来るだけ価格を安くしてもらおうという意図があるのでしょうか。</p> <p>多分、様式集というのを作られるのでしょうか。提案いただく時に、評価基準となる新旧対象表にもありますが、最初の所から問題になっているのが、「何件以上」という、この辺りは事務局でやっていただいておりますが、我々が委員として来た時の提案内容の評価ですよ。これは、実施方針とか、業務体制とか、ランニングコストとか、リスク管理という項目は、こういう事で評価しますよと、これに応じた提案書を書いてもらって、我々がそれを評価する訳ですね。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>その時にですね、例えば価格が 95%まではこの条件で、価格次第で決めますよと、5%は提案だとすれば、価格優先にしますよね。価格評価が 80 点で提案が 160 点だったら、提案をきっちりして、価格はちょっと控えめにしようかという気持ちが働くのではないかと思います。</p> <p>市としては、出来るだけ安い所にして欲しいという希望があった時に、「これは 240 点で第一次審査しますが、これは提案と価格評価の合計は 240 点としますけれども、その内訳は公表しません。」というようにプレゼンテーションの時にも、これは 80 点で、最終的な事ですが、価格評価がそのうちの何割という事は書かない方がいいのではないかと思います。</p> <p>その時に私が企業側をするんだったら、いいとこ 3 割かと、全体のね。そしたら、参加する企業もそんなに多くなければ、大体取れるだろうと考えますよね。たくさん来た場合はそっちの方でするでしょうけど、出来るだけ価格も安く、入札価格を抑えて低くしたいし、いい点を欲しいということだったら、開きの差が、240・80・320 というのは、いいのですよ。ただ、価格評価をそこまで書かない方がいいのではないかと。第一審査で 240・80 というのを書かずに、「提案書の評価点と価格の評価を対象として合計 240 点で評価します。」ではいかがかなと思います。</p>
<p>柁木 (事務局)</p>	<p>評価項目だけは書くけれども、個別の配点は書かない方が良いという事ですね。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>その方が、急場によっては、ひょっとしたら価格が 80%の割合で決めたという事になるかも知れないし、そんな所は分からないから出来るだけ価格も、良い価格で提案をしてくるというような方式が得策ではないかと思います。</p> <p>結果考えましたら、320 点のうちの 80 点ですからね。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>それぞれの第一次、二次の総合審査の点数は良いとして、一次審査の評価点が幾らを占めるのか、また、240 点満点で評価するにも、提案</p>

	<p>書の評価と価格評価と合わせて 240 点になると、そして二次審査で 80 点。総合して 320 点。市としてはどうですか。参加企業が少なさそうというような。</p>
森本芳樹委員	<p>評価基準の公表は出るのでしょうか。</p>
溝口 (事務局)	<p>一応、自治法上では公表するという形になっております。</p>
宮田副委員長	<p>これが出てしまうのだったら、こっちで隠しても分かってしまいますよね。</p>
浦邊委員長	<p>点数は出さなくても、こういう項目でやりますというのは出します。評価基準の中身は書かない。こういう評価があるので、技術提案書をこういう内容に則って提案してくださいというもので、項目は出しても大丈夫ですが、何点かというのは出さなくてもいいという事です。</p>
森本芳樹委員	<p>評価基準案でいただいている大抵の所は消せるのですか。</p>
浦邊委員長	<p>それは操作しません。別に出さなくても、出す場合もありますし、出す所もあります。</p>
森本芳樹委員	<p>先生ご指摘のあった価格評価の点数も出さないようにするのですか。</p>
浦邊委員長	<p>価格の評価はしますけれども、点数は出さないようにすればいいと思います。最近は一般的に工事でも、非価格点と価格点というので、昔は技術点が7で、価格点が3ぐらいだったのが、逆転しまして、ちょっと新設の工事とこことは違いますが、隣の寝屋川をやった時は、価格が7ですね、技術点が3。ですから、いい点ももらったって、価格勝負というような感じでした。</p>
宮田副委員長	<p>そうなってくるとまた値段だけになってしまう。また、明かすからそうなる。明かさなかったら、価格も重要だし、提案も重要だと。その割合を言わない方が、どちらも努力するのではないかと思います。</p> <p>明らかにどっちかに重点を置けば、どっちかをサボるという大体人間の気概を映し出しています。</p> <p>価格は予定より高いなとか思うようなことがない方が、疑心暗鬼を抱くような表現にしたらいいのではないか。その方が、価格も提案もきっちりいい方向に出てくるのではないかな。</p> <p>合わせて240点で評価します。そして合わせたもので総合評価をします。ということで如何でしょうか。</p>
浦邊委員長	<p>一般的に考えたら、総合320だから4分の1だから25点、100分の25ということですね。75が技術点という感じですね。実績も含めて。</p>

宮田副委員長	<p>先程から先生がおっしゃいますように、自治体によっては、価格の方を重要視して、出来るだけ70%ぐらい価格の評価する所もあるらしいので、そうすれば価格は段々安くなってくると言えると思いますけれども。やる方はそれでいいのですけれどもね、これでいくと、価格は3割、総合すると320分の80ですから、そのくらいのウェートがあったら、ちょっとくらい高めにして良い事をやれば通るなどと思いますよね。</p> <p>そうすると2~300上がった所の入札価格が出てくるんじゃないかなと思ったりする訳です。その後、あまりきっちり書く必要がなければ、内容は一部にしておくという事でどうですか。</p>
溝口 (事務局)	<p>良いお話だと思いますが、前回同じ案件で入札しました時に告示で点を割り振りしている状況もございますので、今回隠す理由が必要になるのかなというのが1点と。</p> <p>後、質疑等があれば、どう対応したら良いのかという点で、隠し通せるかなという所が今心配している所です。</p>
宮田副委員長	<p>やはり、自治体として、良い方向で提案をしていただくために、そこは我々をなくさない方が自治体にとっても、より良い価格を表示してもらうための方策としてという事でしたら、その方がいいのではないかと思います。</p>
浦邊委員長	<p>実施要領の10ページの20の所に、予定価格を公表するような格好になっていますよね。ということは、議事録を出す時に、予定価格が出るのですか。</p>
溝口 (事務局)	<p>はい。出ます。</p>
浦邊委員長	<p>予定価格は開札のときにしか公表しない所もあるし、事前公表という所もある。先程言われるように、25%ぐらいの評価しかないと、そうすると1点当たり幾らぐらいであれば良いとか、それはすぐ分かりますから、確かにそういう意味では。</p>
柁木 (事務局)	<p>なかなか、先生の言われるように。</p>
浦邊委員長	<p>戦略としては、予定価格まで公表するので、そのウェートがね。</p>
柁木 (事務局)	<p>ウェートが、それは、ちょっと200、上積みしてもいけるなどか。</p>
森本芳樹委員	<p>先程ご指摘のあった「隠す理由」についての説明ですが、企業の名を隠して複数応募してきて、自分が落ちた時に価格の割合が出てなければ、何点で落ちたのか分からない。</p> <p>後で変えたのではないかという話になるのですね。やろうと思えば</p>

<p>宮田副委員長</p>	<p>出来る話ですので、その辺の公平性を保つには、どういう形でいくかは難しい話だと思います。</p> <p>こちらの方で入札する時に、委員会を開いて、委員会の方できっちりつけていくという事は、公表して、市の方としてはそれをする事が、しんどいというのか、それともグイグイとというか、色々としていくために、敢えてこういう方式で提示していくという事が、かえって企業にとっても、こちらにとっても弊害が起こると、良いか悪いか別として、手引きというような事が起こる可能性があるのだったら、例えば受験生が何点で通るかという話で。極端に言えば60点で通りますと、ところが実際に受けたら上から何人しか通らないから、80点でも落ちるかも知れないから一生懸命する訳ですよ。</p> <p>初めから60点取れば確実に通るとしたら65点の所を勉強する訳ですよ。80点でも90点でも落ちるかも知れない、そういうような意味合いを持ってきて、それが企業努力をしているかどうかというのが、ひとつの、ここの考え方だと思います。</p> <p>ただ、やり方としては、きっちり委員会で決めて報告していきますと。必要であれば、そういう報告に関しては、勇気を出して、きっちりと義務に則って、こうしますという事を、どうしてもだったら、そうしたらいいのではないか。後から、インチキしたというそんな事は言われません。きっちりしておいたら。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>ちなみに、寝屋川の方ではご存知の通り1社しか来なかった。予定価格が、非常に厳しくって、例の建設ですが、2社よって、1社しか来なかったけれど、1社でもやるということで、早い時期に。四條畷は逆で、3社来るんだけど、大体応募したのが2社で、予定価格を公表しなかった。2社が来て良い提案書をもらったのですが、予定価格を公表した途端、1社が辞退ということで。最終的に両方とも1社となりました。公費ですから、予定価格も公表したら、もうこれでは来ない。例えばライバルが値段で来そうだということになれば、値段で勝負になるということになれば来ない所もあるかも知れないですね。</p> <p>ここは、技術点がそれほど膨大ではないので。建設工事だと何千万掛けたらいいか、何千時間掛けて作らないといけないので、取れなかったら被害も大きいけれど。それほど膨大な資料を要求するわけではないから。そうすると、変な言い方すると、価格がハードルというふうになるので、確かに先生が言われるように。価格評価だけだったら、かえって来ないかも知れないし。いや、価格評価だったら我々も可能性が高いんじゃないかとかと、事前のハードルを下げてるので、ウチも来ようかと。まあ、その時に、多分1社で、先程言うメーカー系が1社で、維持管理会社も含めて建設もあつたら、1社のグループといたら、多分この炉のオーナーと、俗にいう旧造船系か旧ユニチカ系だけだと思う。片一方のリサイクルはJV系しか来ないと。他のメーカーは絶対来ないですね、工事の内容があるからと思います。後、独立系とゼネコンとか、工事をやる所とが、JV組んでいつ来るかという話だけで、価格がこのくらいになると、独立系は我々にも機会がある</p>

<p>宮田副委員長</p>	<p>かも知れないと何社か来るかも知れないですよ。JV 組めるかどうか。だから先程言ったリサイクルと清掃、焼却とをもし取れたら、情報を JV で工事業者がどういう工事業者なのかはすぐ出ませんけれど、独立系の管理会社がどこか工事会社を引っ張って来て、複数 3 社、4 社でやるかも知れない。技術評価、資格の評価、これを複数でやったら複数の評価を足していくのかとか。躍進家が出てくるかも知れませんし。</p> <p>いずれにせよ、価格を公表して価格の打ち合わせで、4 分の 1 くらいで・・・ただこういう結果がどうなるか分からないけれど、あまり良い方向にはいかないなという気はしますね。</p> <p>価格にも努力はすると思いますけどね。今みたいに、特に昔は入札参加者が少なくなる傾向があれば、自分の所しか取らないと考えるでしょうね。価格で決まってしまうようなら努力はしますが、価格が 3 割だったら、提案書を良くして、200 万くらい上積みしていいだろうと会社は要らない事を考える。だから、そうしないような形が理想だと思います。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>我々は、変な言い方したら、やはり安心してこれから皆さんに任せたいと考えていますからね。価格だけでなく、技術がきっちりしてるから、この市は。</p> <p>こんな事を言うてはいけないが、実は昨日、例の高島市で、あれも揉めてて、呼ばれて行ったのですが、結局、今、炉が悪いのか、運転管理が悪いのかという事で戦いになってまして。誰が選定したかで、運転管理は誰がしたとか、最初はメーカーの東芝さんが 4 年間貸し館の時に運転管理してて、そこから直営に戻して、そこが保守・点検的な事をやらなかった。だから、メーカーの方も逃げて、というか高いですから。それで、あのような事になって、まだデータをもらってないので分からないですけど、やはり、運転管理の難しい仕様という所をやられたから、ああいうふうな事になって、非常に金の高くつくような解決をこれからせざるを得ないんですけど。だから、安心してちゃんと出来るというのが、今回の焼却とかりサイクルというのがそれほど高度で難しい。専門家でないと出来ないというものでもないと思うし。</p> <p>この炉の方も、そうでもないし、ある程度あると思いますけど。今、各フェニックス建地内の市町村は、これで直営はやめて、メンテナンスも含めて信頼できる所に任そうというふうな動きがあります。ある程度、誰でも出来ると、思っていたのが、段々ああいう事態になってきてるので、そういうことから言えば、やはり少し高くてもと、今の意向は安い方がいいのだけれども、信頼できるのかというので、前々からやっているこのウェイトは大体あまり変えられてないのですね。だけど、そのまま今までの言いなりになっていたら、高いままになるから、それはちょっと。どちらを優先させていくかは難しいですね。</p>
<p>市原委員</p>	<p>すみません。評価項目の今価格の所で、80 点ということで 25%、前は総合合計が 200 点の中の 50 点。他の企業の組織、実績、配置、技</p>

<p>浦邊委員長</p>	<p>術者等が 40 点から 70 点、提案の内容が 60 点から 90 点、プレゼンが 50 点から、それぞれが 30 点上乗せで、比率としては、ほぼニアリーな形になっていますので、前提で話を進めますけれども、事務局から聞いている話でニアリーな、同じような考え方ということで、これによろしいでしょうか。</p> <p>段々、各市にとって参加してくれる所は、ほぼしっかりした会社が多いという前提でいくと、新たな炉を作るとなると、今まで実績をものすごく重視して、経営的基盤から P 点も 1000 点以上とか、経営基盤もあるし、色んなところの点数を全部重ねて資格を持ってくると、ハードルを高くするとメーカー系 1 社か、2 社ぐらい。それだと、あとは技術力はある程度、信頼出来るので、価格でやりましょうというので、段々価格のウェイトが掛かってきたのですね。そういう資格を持っている人がいっぱいいるとかではなくて、増やそうと、だからハードルを下げようとしていくと、資格の中で厳しいものを捨てて、門扉を広くしていこうとなると、やはりまあ、今まで通り少し実践的なものをアップデートしていかないと不安ではないかという気がします。回転の枠はいいかなと思いますが。</p> <p>我々は技術者の方の立場であったり、技術がちゃんと評価してもらわないと、何のために我々は価格だけなら、委員は要らないのではないかという気がする。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>どちらかという、我々の逆の立場の企業側におくと、だいたい価格のウェイトが付くのではなくて技術提案の方が多ければ、そこに集中して価格を知っていたら高めにとというような、一般的には普通の考え方が人間ですからね。ただその内訳が分からなかったら両方とも努力をします。どっちが特別かと、要はそういう事をする事により色々、後から勝手に決めたのではないかというような時には、それはそれで対応できるような事を考えておけば、後は審査という方向であればいいかなというふうな気はしますね。</p>
<p>市原委員</p>	<p>非常に委員長のおっしゃる提案は良い案だと思います。ただ事務局がなかなか。</p>
<p>森本芳樹委員</p>	<p>なかなかやるとなったら大変でしょうね。</p>
<p>宮田副委員長</p>	<p>まあ、ちゃんと検討していただいて、もしそういう事が出来るという事であれば、より出費を少なくして技術を高くしていただく方が得策だと思います。</p>
<p>溝口 (事務局)</p>	<p>では、事務局としては、隠すというか、出さない方向で検討していきたいと思いますが、例えばとか情報公開とかいろんな制度がございますので、その辺で出さざるを得ない事になれば、消極的に出すという方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>

<p>浦邊委員長</p>	<p>一般的には、公開する時に、結果が出るまでは中身は公表しない、結果が出て、第一優先者というか落札予定者が決まった時には、その内訳の点数は価格点の何点中の何点とか、これは絶対公表しないというさいますよね。だけど、落ちた方は総合点だけ書く、というやり方もあるし、公表方法で価格の点数を絶対公表しないという事は、それは無いんですよね。結果が出た時には初めて公表するか、情報開示条例によって、「審議会の案を出しなさい。」と、「これは、だめですよ。結果が出るまでは公表しません。」と。</p> <p>途中で、先程言っていた「自分達の都合の良いように変えたのではないか。」という疑惑に対しては、「議事録があります。」という事で、それを証拠にする対応が可能であれば、出来れば、そのようにすれば良いと思います。</p> <p>後は、今までの経験からやっていく事で問題はないが、今回は工事が入ったので、内容を少し変えていただくということですね。また、我々評価する方についても、何十項目も評価項目があると大変ですが、うまくきっちり捉えられているように思えますね。</p> <p>では、一応そういう事で、他に何かありますか。</p> <p>そうしましたら、次第2、その他について、事務局より報告をお願いします。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>では、先程の説明と一部重複する部分もあるかと思いますが、実施要領（案）に戻っていただきまして、1ページの入札参加手続き等のスケジュールの日時は空白となっておりますが、本日審査いただきました内容が整えまして、本市の決裁等も踏まえて、日程等を決めさせていただきたいと思っておりますので、委員各位におかれましてはご了承の程よろしく願いいたします。</p> <p>これらのスケジュールのうち、次回の委員会の開催予定でございますが、内容は応募者の第一次審査でございます。その内容は総合評価基準うち企業の組織・実績・配置技術者について、委託業務と工事について、次に提案の内容について、評価基準により評価していただき、価格点を加え上位3社を選出していただきます。</p> <p>次々回の委員会では、二次審査として参加企業のプレゼンテーションを実施し、評価を行っていただき、総合評価点により優先交渉者の決定となります。</p> <p>次回委員会は10月の下旬、次々回委員会は11月の初めと考えておりますが、委員長、副委員長をはじめ委員各位のご予定により、日程調整をお願いしたいと思っております。</p>
<p>浦邊委員長</p>	<p>事務局からこれからの委員会の開催日程の調整であります。各委員のご予定は、今決めた方がいいですか。</p>
<p>小西 (事務局)</p>	<p>いえ、委員各位におかれましては、皆さんお忙しいと思いますので、ここでという訳にはなかなか難しいと思います。事務局から日程調整のメールを送付させていただき、ご回答いただく事としたいと思います。</p>

浦邊委員長	<p>10月下旬と11月上旬ぐらいという事ですね。事務局の方にはなるべく早く調整していただいて、会議も早く進めたいと思います。その他には何かございますか。</p>
三島 (事務局)	<p>それでは、施設課の方から、前回の審議会の結果に変更点がございますので、報告をさせていただきます。清掃施設・リサイクル施設ともにですが、要求水準書の、清掃施設が10ページ、リサイクル施設が10ページですね。「要項管理業務2」というのがございまして、まず修正前を読ませていただきます。「受注者が施設内で使用するパソコンとコンピューターウイルス対策・門真市セキュリティーシステム・5以上のコンピューターウイルス対策を行い、常に最新の状態にアップデートしておく事」となっておりましたが、修正いたしまして、「受託者は情報通信システムのセキュリティー等の対策としてウイルス対策等に必要なセキュリティー対策だけでなく、人的・物理的な対策を含め門真市情報セキュリティーポリシーの規程と同等以上の対策を講じなければならない。なお、発注者のセキュリティーポリシーの見直し等があれば、それに準じ、必要に応じ、発注者と協議を行うことしました。花嶋先生の方から、相談等も含めて検討していただければというご指摘がありましたので、変更させていただきました。</p> <p>発注仕様書の変更点といたしまして、1. 清掃施設の発注仕様書ですが、1ページの第1節、 「3. 施設規模」2) ごみ処理施設の30 t / 24hというのが記載ミスでして、修正後が30 t / 5 hという事で、5時間で30 t 処理できるという事になっております。</p> <p>続きましてリサイクル施設ですが、前回納期の件でご指摘がありまして、「特定部品リスト」に納期が載っていないという事で、リサイクル施設の方にも納期を追加させていただきました。ページが48～49ページとなっております。添付資料に特定部品リストの納期のついたものを付けさせていただきました。</p>
市原委員	<p>差し替えという事でよろしいですね。</p>
三島 (事務局)	<p>はい。差し替えでお願いします。</p>
浦邊委員長	<p>前にも言いましたが、これが特定部品なのかと思うものがありますね。スクリーンとか。</p>
宮田副委員長	<p>特定部品というのは、メーカー側がリストを作る訳ですか。</p>
浦邊委員長	<p>一般的には、ノウハウが詰まっているからこれは勝手に使えませんと。まあ、使っているのは、インターフォンとかパソコンとか。 破砕機を勝手に変えたりした事があって、メーカー側が検査に来た時に、最初に設計して作った時と全然似つかないくらい勝手に変更してると。特定部品とか、その時はまだやってないから、原因も対策もどうなってるのかということでしたからね。</p>

宮田副委員長	<p>ここで、一般的に言われてるメーカーの、どこどこのメーカーの、どこどこの形式の、こういう物を使いたいという、が大体1週間。これらを特定部品リストに入れてるのはどうか。どこでも手に入るものではないのですか。</p>
浦邊委員長	<p>メーカー系の指定した部品ですので、そこを經由して保守点検で変えたり、これを民間の方で作って供給してくださいと。他の維持管理会社がやっても報告してやらないと責任は持ちませんと。</p> <p>ここで一番、例えば長い時で1ヶ月、破碎機のカッター等、色んな所があるんで、何かフックの所がどうにかなっただけで、刃の方はどうなってるのかという感じでしたが、「一式、触るな」という事でした。触る場合はメーカーに言ってくださいと。メーカーの方も、私はちょっと分からないのですが、これは多分、JFE がやっているけど、JFE の製品ではないのですね。どこかから買ってきたものだから、恐らく維持管理会社がメーカーに直接頼んで持ってくるのも可能だと思います。ただ同じ事をやっても、据付方のノウハウがあるとか色んな格好で言ってくるので、特定部品が多いなあとは思いますがね。</p>
三島 (事務局)	<p>もう一枚、図面に付ける「システム概略図」というのがございまして、入札参加資格確認結果通知書交付の際に、工事のシステム概略図を配布いたします。リサイクル施設更新工事の詳細な添付図面は、設置メーカーが著作権等の関係でインターネットへの公表を差し控えて欲しいということから、入札参加資格確認結果通知書を交付する業者に対して、工事のシステム概略図を配布する事としますといたしました。</p>
浦邊委員長	<p>企業の言い分は良く分かりますが。前にも、日常の運転管理業務について、メーカーが、「門真市さんと一生懸命やりながら作ったので、門真市さんには渡すけど、他のメーカー以外のところでやったら、出せません。」という事が出てくるかも知れませんね。</p> <p>色とか、配置の色とか、全部ノウハウとして押さえてるのですね。なかなか、そこまで出してくれるのは有難いことですよ。実際これって、制御とかって本当に出来ない事ですからね。この信号をどうして、どこに入れようか、というのはなかなか。これもメーカーが知ってるわけではなくて、制御している東芝さんがどこへ頼んでるのか知りませんが、どこに頼んでるのですか。</p>
三島 (事務局)	<p>会社名は知らないのですが、そこが作って制御しています。以上です。</p>
橋川 (事務局)	<p>皆さま、お疲れの所、お耳に入れさせていただきたいお話がございまして。</p> <p>次回と次々回の日程調整をさせていただくと、先程お伝えいたしました。が、実はこの審議会で、今リサイクルプラザと焼却施設の事をお願いしておりますが、これ以外にも一般ごみの収集についても、まだ内</p>

	<p>部では確定はしておりませんが、この案件も今年度予定されている事でございます。</p> <p>まだ確定はされておりませんが、確定された際には皆さま方のご負担を少なくいたしますためにも、次回は次々回の日程の中に一部入れさせていただくことも考えさせていただこうかと思っております。もしその節には、申し訳ございませんが、お手間を追加させていただくこととなりますけれども、頭の隅に入れておいていただければと思います。お疲れの所、申し訳ございません。お願いいたします。</p>
浦邊委員長	<p>ヒアリングみたいなプレゼンテーションが次と次々回 11 月下旬。それは、焼却もリサイクルも同時にやるつもりですね。3回は残っているのですね。</p>
橋川 (事務局)	<p>そうですね、2回目、11月の方は少ししんどいかなとは思いますが、また改めて日程を取るのか、例えば10月の方に要領のお話だけでもさせていただけたら等、その辺はまだ何も決めておりませんが、頭の隅に置いていただけたらと有難いと思います。</p>
浦邊委員長	<p>これで本日の案件は全て終わりました。</p> <p>委員の皆様には、会議の運営にご協力いただき、お礼申し上げます。これをもちまして、第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会いたします。</p>